

# 市街地活性化特別委員会会議録

日 時 平成21年7月14日(火)午後1時00分から

場 所 全員協議会室

## 協議事項

- 1 塩尻まちづくり株式会社について
- 2 その他

## 出席委員・議員

委員長	金田	興一	君	副委員長	牧野	直樹	君
委員	石井	新吾	君	委員	森川	雄三	君
委員	小野	光明	君	委員	中原	巳年男	君
委員	五味	東條	君	委員	中村	努	君
委員	柴田	博	君	委員	太田	茂実	君
委員	永田	公由	君	委員	中原	輝明	君
議長	塩原	政治	君				

## 欠席委員

なし

## 説明のため出席した理事者・職員

副市長	青木	俊英	君
経済事業部長	藤森	茂樹	君
中心市街地活性化推進室長	大和	晃敏	君
中心市街地活性化推進室長補佐	高木	哲也	君

## 説明のため出席した参考人

塩尻市振興公社 理事長	米窪	健一朗	君
-------------	----	-----	---

## 議会議務局職員

局長 酒井 正文 君 次長 成田 均 君 庶務係長 小澤 真由美 君

午後 0時58分 開会

委員長 御苦労さまです。定刻にはまだ2分ほどありますが、全員の皆さんおそろいですので、ただいまから市街地活性化特別委員会の協議を始めたいと思います。最初に理事者側からあいさつがあればお願いします。

## 理事者あいさつ

**副市長** どうも御苦労さまでございます。本日、まちづくり会社の関係につきまして説明するようというところでお集まりいただきました。まちづくり株式会社の関係につきましては、6月30日の株主総会におきまして全取締役が退任して、次期取締役の選任につきましては、中心市街地活性化協議会のほうにその調整を依頼されたわけございまして、7月9日に協議会が開催されまして、今後の方向付け等がされましたので、きょう、その辺の詳細の点を御説明、御報告申し上げたいものでございます。なお、役員が退任してしまったということが起きたことにつきましては、大変残念であり、遺憾に思うわけでございますけれども、活性化協議会のほうに調整が依頼されておりますので、当初の目的どおりの機能が発揮できるような体制を整えるために、早急な対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。簡単ですが開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**議長** きょうは皆さん、御苦労さまでございます。今、副市長が説明したように、6月30日の総会の後に、皆さんが、役員が総辞職したとのことで、塩尻市としては500万円の出資金を出している手前上、説明しておく必要があるのではないかとということで、委員長から相談を受け、きょう開かせていただいています。よろしくお願ひいたします。

### 1 塩尻まちづくり株式会社について

**委員長** それでは早速協議事項に入りたいと思います。1番の塩尻まちづくり株式会社について説明をお願いします。

**副市長** 実は塩尻の振興公社の設立に伴いまして、いろいろ御心配いただきました公社が7月1日付で発足となりましたので御報告申し上げます。なお、この関係に伴いまして、7月1日付けの人事異動で部長等の交代がございましたので、最初に紹介をさせていただきたいと思います。

**経済事業部長** 7月1日付けで経済事業部長ということで着任しました藤森茂樹でございます。よろしくお願ひいたします。

**中心市街地活性化推進室長** 7月1日付けで中心市街地活性化室長を拝命しました。大和晃敏です。よろしくお願ひいたします。

**塩尻市振興公社理事長** 塩尻市振興公社設立に伴い理事長を拝命いたしました米窪でございます。よろしくお願ひいたします。

**委員長** ありがとうございます。

**経済事業部長** それでは、私のほうから全体の説明をさせていただきます。その後、室長と途中でバトンタッチいたしますけれども、全体の説明をさせていただきたいと思います。塩尻まちづくり株式会社についてということで、1番趣旨でございますが、6月30日に開催された塩尻まちづくり株式会社の株主総会におきまして、全取締役が退任し、次期取締役の選任について中心市街地活性化協議会に調整が依頼されたため、その内容を報告するものでございます。またそれを受けまして、先週でございますが、7月9日に中心市街地活性化協議会が開催され、今後の方向付けがされましたので、それもあわせて報告をするものでございますのでお願ひをいたし

ます。

経過報告でございますが、概略でございます。昨年の3月17日に塩尻まちづくり株式会社が地域の皆さん45人が出資をされまして、資本金1,555万円で設立され、登記をされております。その後、3月21日に市に対して投資の申し込みがございまして、4月25日に市の出資金500万円を振り込みしてございます。その後、先日でございますが6月30日、平成20年度の定期株主総会が開催されております。その後、7月9日に第3回の活性化協議会が開催されているというものでございます。なお、米印のところにあります、株主総会、先日の開催時点での現状で、総株主数55人、資本金が2,055万円、当初と変わっておりません。

内容でございますが、まず、資料No.1といたしまして、まちづくり株式会社、株主総会で提示されました事業報告と決算報告について説明をしたいと思っておりますので、1枚めくっていただき、資料No.1のほうをごらんいただきたいと思います。株主総会に提出されました資料でございます。表紙がございまして、1枚めくっていただきますと、裏側に総会の次第がございまして、定数確認、代表取締役等のあいさつがありまして、議事で1号議案、2号議案、これについては後ほど説明をさせていただきます。さらに監査報告がございまして、3号議案で、役員任期満了の件ということで、ここでその前段の代表取締役あいさつと。この部分で述べたことを、少し私が要約してお話させていただきますけれども、全員が退任という形で表明をされたわけでございます。その時の説明の内容でございます。1つは任期満了になったことでございます。それから2番目、資本の増強とか体制の整備ということを行政のほうからもお願いしていたわけですが、それが1年間の中で達成できなかったということ、資本の増強、体制の整備、人的な育成も含めてでございます。特にその中で、会議所について出資をお願いしたいということで働きかけをしたのですが、なかなか説明等が不足していたこともあって、会議所に最終的に出資していただけなかったという説明がございました。それから3つ目といたしまして、後ほど説明いたしますが、空き店舗の再生事業につきまして、取締役会としてはいろいろあった中ではきちんと対応してきたつもりであったけれども、さまざまうわさを呼んだり、出資者の皆さんに御心配をおかけした。そういうこと、いま言いました3点によりまして、役員がここで全員退任をしたいということ。その時に、後任の役員については、中心市街地活性化協議会がございまして、そちらのほうにその調整を委任したいと。活性化協議会は会議所や市、まちづくり会社や地元の商店街の振興組合の方等々、区長さん方を含めまして12名で構成されている、中心市街地の活性化に関しまして総合調整を行う機関ということで設立をされておりますので、そこに調整をお願いしたいという点がそこで提案をされまして、その前の決算報告のところは後で説明をさせていただきますが、その辺も含めて了承をいただいて、そこで全員が退任することについて出資者の皆さんからは、合意が取れたということでございます。したがって、その後、4号、5号議案の事業計画、事業予算案については提案をされなかったということで、その状態で株主総会は終了をしております。

それでは2ページ目をお願いします。平成20年度の事業報告ということで、全部読みませんけれども主なところだけ。総会が1回、それから取締役会が11回ということでございます。それから合同役員会というのは、これは監事を含めた方の役員会ということになっています。あと会計監査1回。あとそれぞれの事業部での打ち合わせ等、それから創立記念式典、下のほうにはさまざまなイベントに協賛したり参加したりした内容が書いてございます。下から2つ目でございますが、空き店舗再生事業といたしまして、第5イワサビル1階を対象として行ったということが書いてございます。これにつきましては、あとで詳しく説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、3ページと4ページをお願いいたします。3ページ、決算報告書ということで、昨年4月1日から今年3月31日までの1カ年分の決算報告でございます。

4ページの貸借対照表でございます。これも要点のみ説明させていただきます。左側の資産の部。流動資産といたしまして1,680万円余、固定資産としまして81万9,000円余。それから下のほうにいきまして、繰延資産として75万7,000円余。合計で資産の部1,838万4,000円余でございます。

右側の負債の部。流動負債ということで23万円余。負債の部合計23万円余でございます。純資産の部が1,814万円余ありまして、負債純資産の部計が一番右下の1,838万余でございます。資産の部とっております。

この中で、少し説明をしなければいけない所が、左側の資産の部の流動資産のところの上から3行目になりますが、立替金606万円。これは会計処理上、このような表現をしておりますけれども、ここは会社として立て替えをした形になっていて、3月31日時点としては立替金の処理をしております。これにつきまして、その時に株主総会で説明がありました内容について、私のほうで口頭でございますけれども、説明をさせていただきます。先ほどの事業報告の中の第5イワサビルの1階を対象といたしました空き店舗再生事業の関係でございます。昨年のちょうど7月、今頃でございますけれども、まちづくり会社といたしまして、第5イワサビルの再生事業に取り組むという形で決定をいたしまして、これはどのような形で事業を進めるかと言いますと、ビルのオーナーから、まちづくり会社がビルを借り受けます。そして、まちづくり会社が事業主となりまして改修工事を行う。改修工事は建設会社に依頼するわけですが、改修工事を行うと。それで、テナントを探してまいりまして、そこに入居をさせる、そういう事業でございます。ビルのオーナーから空きビルを借りて、そこに改修工事を行って、まちづくり会社が事業主となってそれを行って、テナントを探してきて入居をさせるという事業でございます。そこで工事費が当然かかるわけでございますので、工事費をかけた分につきまして、テナントの皆さんからの収入と、大家の家賃、大家さんに家賃を払わなくてはならないのですが、その差があるわけございまして、その差によって改修をしていこうと、そういう全体の取り組みでございます。

面積が大きいため、3区画に分割をいたしました。それで、まず建物のオーナーとまちづくり会社が、まず空きビルを借りるという賃貸契約を結んでおります。それとほぼ並行してですが、まちづくり会社と入居予定のテナントの皆さん、3者あるわけでございますが、その方達と賃貸契約を結んでおります。同時にまちづくり会社が建設工事を発注したというものでございます。総額、工事費といたしましては1,850万円という報告がございます。その後、工事を進めていったわけでございますけれども、ちょうど定期的に資材等の高騰があったりいたしまして、工事が停滞気味であったということで、11月の下旬、後半でございますけれども、請負業者との連絡が取れない状況に陥ったということでございます。

それではその事業自体がうまくいかなくなってしまうので、それではまずいということで、取締役会の中で、賃貸契約の保証人になっておられる取締役の方がおられました。その方を仮にA氏と呼ばさせていただきますけれども、その方が工事の継続をAさん自身が責任をもって行うということでありましたので、事業主は、それまではまちづくり会社が事業主でやっていたわけですが、事業主そのものをAさんに移行すると言いますか、契約を変更して、事業主をAさん、その取締役に変更する、そういう変更契約を行うことになりました。その時点で、工事の支払金や家賃等を含めまして、まちづくり会社がすでに支出していたお金が、その時点で90

6万円ございました。当然、工事は部分的にやってあるわけで、そのやってある工事の施工した部分もまちづくり会社に権利があるわけですが、今度はAさんに事業主が変更になりますので、Aさんが906万円をまちづくり会社に支払いをする、同時にそこまで終了している工事の内部、一部内装に入っているのですが、その権利についてもAさんが受け継ぐ、そういう契約でございます。工事の支払金や、家賃等の立替金という形ですが、それが906万円ございまして、それにつきまして、Aさんが支払いをするのに、3月末までに300万円、4月末までに156万円、それから残りの450万円は約5年間で返済をしていきます。月々7万5,000円ほどになるわけですが、約5年間で返済をしていく、そういう形で合意をされました。それぞれ契約行為等も行ってあります。3月から4月にかけて、3月末にAさんがまちづくり会社に300万円の支払いをいたしました。

したがって、先ほどの貸借対照表の606万円という金額は、906万円から300万円の支払いをしてあるものですから、その時点では606万円の立て替えという形での、会計処理上のそのような表現をさせていただいてあるということで説明がございました。それから話が戻りますが、4月末に156万円が入金されました。その後、4月末、5月末、6月末という形で月々7万5,000円ずつAさんはまちづくり会社へ返還をしていったのですけれども、その途中の中で、会計監査の方からの意見、または株主の皆さんに対する事業報告会を行ったのですが、その中で5年間の分割でなくて、一括返還すべきではないかという意見が出されまして、それが5月31日に株主の皆さんに対する事業報告会があったのですが、その後、取締役といたしまして、一括返済するという方針を変えて、金銭等の調達等を行いまして、6月30日の株主総会に臨まれました。その時点では最終的なお金の振り込みは確認されていなかったのですが、その前段の全体役員会の中で、7月2日付けで一括返済ということをして、そこで報告がありまして、そのことについて株主のほうからも質疑がございましたけれども、責任をもってここで納めるという報告がございました。会計監査の方からもその確認を私たちにさせていただくという報告がありまして、株主総会としてはこの会計上については了承をされたということでございます。

したがって、この空きビル再生事業の関係につきましても債権債務的なものというのは、まちづくり会社には残っていない。いま現在は、空きビルの再生事業の事業主は取締役のAさんが事業主になって、その後、テナント等の入居だとか業務についてはやっていくという、そういう状態でございます。

資料に戻らせていただきますが、貸借対照表の、いま言った606万円のところはそのようなことで、3月31日時点では606万円の立替金がございまして、7月2日時点では、これはすべて現金としてまちづくり会社に返済が完了しているということです。

次に5、6ページをお願いします。5ページは損益計算書ということで、これは売上高、販売費、一般管理費、営業外収益ということでございまして、売上高は賃貸収入、これは途中まででございましたけれどもテナントからの家賃の収入等です。販売費、一般管理費でございますが、386万円余、これはあとで6ページで説明をいたします。営業利益としては291万円の になっています。あと、営業外収益等がございまして、一番下の当期純利益ということで、240万円余という報告がございまして、

6ページ、さきほどの販売費及び一般管理費の内訳でございますが、386万円余につきまして、それぞれ福利厚生費からずっと地代家賃、雑費までの積み上げできているという説明でございます。減価償却等もこの中に

入っている。このような説明でございます。

最後のページ、一番裏の表紙になりますけれども、その後6月30日以降、7月2日に現金が返済されたということの後日報告がございました。会計監査報告書ということで、平成21年5月8日監査を実施いたしました。空き店舗再生事業における立替金の返済方法について、割賦方式ではなく一括返済を要望しました。平成21年6月30日総会前の取締役会において一括返済の実行が了承され平成21年7月2日に立替金が、一括返済されたことを監事2名にて、確認いたしました。ということで、後日ですが7月2日をもって返済したということでございます。以上、株主総会での内容につきまして私のほうから説明をさせていただきました。続きまして資料No.2によりまして活性化協議会の概要を大和室長のほうから説明をします。

**中心市街地活性化推進室長** お手元の資料No.2をごらんいただきたいと思います。第3回中心市街地活性化協議会の概要ということで7月9日に開催された内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1番の協議会開催の趣旨でございますけれども、塩尻まちづくり株式会社の株主総会において、全取締役が退任し、次期取締役の選任につきまして中心市街地活性化協議会に調整を依頼されたことによって、協議会を開催したということでございます。

2番の協議会のまとめでございますけれども、昨年大臣の認定を受けました中心市街地基本計画、それをもとに中心市街地活性化を進める上では、まちづくり会社は必要な組織であるということで一致した意見でございました。それから2番目、塩尻商工会議所が主導権を握り導いてほしいなど、会議所に協力を要請する声が出たため、会議所としてこの件について持ち帰って検討することになりました。それから会議所が参画するにあたりまして、その前段として現在の塩尻まちづくり株式会社の経営状況がどうなっているかということ进行调查し、その後どのような形のまちづくり会社にしていくかという協議・検討をするための委員会、部会を立ち上げることが必要であるのではないかという意見があり、早急に部会を立ち上げることにいたしました。なお、そのメンバーにつきましては商工会議所及び市が中心となっております。

3番のその後の対応でございます。その会議を受けて、活性化協議会から商工会議所に対しまして、翌日7月10日でございますけれども、次の2点につきまして、協力要請を文書で行いました。まず、1つということで、まちづくり会社の再構築には商工会議所の協力が不可欠であるので、今後の検討作業につきまして主体的に取り組んでいただくことをお願いを申し上げます。それから2つ目、再構築に向けての調査検討を行う部会を協議会の組織として立ち上げるので、そのメンバーに会議所としても参加をしてくださいということで、その2点でございます。部会の概要ですけれども、構成員ということでございますが、商工会議所、市等から選出された若干名を充てていきたいと思っています。それから検討内容です。塩尻まちづくり株式会社の経営状況等の調査をすること。それから、今後のまちづくり会社のあり方及び再構築方法についての検討をしていくということでございます。その検討内容を踏まえて、さらに協議会、活性協のほうへ報告をしていきたいというものでございますので、よろしくお願ひいたします。

**委員長** ありがとうございます。それでは今、大きく分けて資料No.1、資料No.2というふうに分けて説明がありましたので、最初に資料No.1に戻り、塩尻まちづくり株式会社の株主総会関係についてご質問等あれば、委員の皆さんからお出しいただきたいと思ひます。

**永田公由委員** 全取締役がたとえ任期満了とは言え、1年で辞めるということは会社の経営を放り出して、自

分たちはもうイヤだから抜けたと、あまりにも無責任すぎると思うのだけれど、その辺、市のほうとしてはどういふふうに考えておられますか。

**経済事業部長** 市の立場もございますし、活性化協議会の中でもそのような意見が出ました。非常に、その事象だけとらえていけば非常に無責任ではないかなということでもとらえられる部分も、当然ですが、あると思います。そういうことについて私どものほうとしても、会社のほうに、そうではなくて、例えば何人が残ってきちんと立て直しを図るべきではないかと、非公式ではございますけれども、お話をしたこともございます。ただ、先ほど言いました1番の任期満了ということは抜きにしまして、2番目と3番目の点ですね、資本増強、あるいは体制整備ということで、会議所も含めましてそれができなかったということ。それから空きビル再生の関係について非常にいろいろなうわさ等呼んで、貸主の方に迷惑をかけていると。そういうことがありますけれど、そういうことについて、言い訳じみた言い方になってしまうかもしれないのですが、取締役全員で決定してやってきていることなので、全員で責任を取るという形として表すしかないだろうという形で落ち着いたのではないかと。その辺は、私たちが取締役会に入っているわけではございませんので定かではございません。そういう形で表明された。

その際に、もともと活性化協議会というのが基本計画を策定するときに意見を申し述べる場として、活性化協議会があるのですけれども、それ以外に中心市街地活性化に関する総合調整をする機関として最初から位置づけられておりますので、そういう組織があるということは皆さん知っておりましたので、そういう所で1回ゼロという言い方はおかしいですが、ゼロクリアから考え直していただいて、人選等も含めてそこにお預けしたらどうかという、そういう結論に至ったのではないかと。ですから、取締役会で決定されて、それが株主総会に提案されて、株主総会で了承されたという中で、そういう手続きを踏んできているものですから、そのことについての市としてのスタンスとしては、いま、ここまできた以上は、まちづくり会社というのは必要な組織だと思っておりますので、ぜひそれを再生することを会議所と一緒にその調整役を買って出てやっていくという、そういう形で動く方法しかないかなと思っております。答になっているでしょうか。

**永田公由委員** 本来、会社というものは、取締役が退任すれば、株主の中から自分たちで取締役を選任して会社を立て直していくべきものであって、活性化協議会があるからそこに丸投げをして、あとはお願いというそのスタンスは、まちづくり会社を作った時の経緯からしてもちょっと考えられないことなのだと思います。その辺、市が500万円の出資をして、大株主として24%以上を出しているのだから、もっと株主総会の中でも、もう少し強く発言をして、もっと皆さん責任をもってやってくださいよと、いきなり丸投げするのでなくて、そういうことは強く言われているわけですか。

**塩尻市振興公社理事長** 6月30日当時まだ部長で、私も株主総会に出席しておりましたので、そういう立場で御答弁申し上げたいと思います。私どもの判断といたしましては、株主としての判断といたしましては、まず1つは任期満了。これは2期でございましたので、実質1年少しでございますけれども、2期で任期満了に伴う退任ということが表面的な理由でございます。今、藤森部長が申し上げましたとおり、実質的ないろいろな事例から責任の所在を明らかにせざるを得ないというのが株主の皆さん、退任された取締役の皆さんの考え方ということであります。実質的には市を始め、55人の株主がいるわけでございますから、その中の自浄作用として当然、株主総会なり、株主懇談会を開いて事前に調整をして、次の取締役、いわゆる後任の取締役を決めてそこか

ら再生のスタートを切るべきだということを私どもも考えておりましたし、あるいは前の取締役が若干残っていただけで後始末をきちんとして、次の体制に引き継ぐべきというような意見もございました。それは株主説明会の際にもその話も出てまいりましたし、私どももそのような申し出をしたこともございます。

しかしながら、このまちづくり株式会社につきましては、一般の営利法人とは若干異なりまして、まちの再生、特に商店街の再生を大きな目的としておりますし、そのための出資を募ったという経過もございますので、いま申しあげましたようないくつかのまちのうわさにのぼるような不幸な出来事がありますと、再生については公の機関できちんと論議をして、公の機関でその方向を決めていくのが本来のあり方ではなからうかと。その辺が一般の営利法人と違ったところではなからうかという、私ども株主といたしましてはそういう判断をさせていただいたということでございます。したがって、公のものというのは活性化推進協議会という中心市街地全体の事業の調整やら、組織の調整をしていく機関がございますので、そこに一応お任せをして、後の再生の方針を、特に後任の取締役を決定するだけではなくて、きちんとした再生の方法を、信用を取り戻すような方法も講じていながらやったほうが良いのではないかという判断で、こういうふうな対応に対して私どもも賛成の一票を投じたということでございます。以上です。

**永田公由委員** いま理事長が言われるようなことであれば、本来は、資本にあまり食い込まないうちに一たん会社を清算して、新たに株主を募って、そこで初めて再構築なり、新たな展望というものが開けるのであって、株主はそのまま、新たに増資した中からまた取締役を選ぶというような、そういう方向で果たしてまちづくり株式会社というものが今後も機能するかどうかということについては、非常に疑問があるのです。清算という意見も中にはあったようですけれども、そこまでいかなかったというのはどういうことですか。

**経済事業部長** 資料No.2のその後の対応のところの一番下のポツの検討内容のところ、まず1つはまちづくり会社の経営状況等の調査と書いてあるその次のところなのですが、今後のまちづくり会社のあり方の再構築の方法について検討すると書いてございます。これは、委員さんがおっしゃられるようにいろいろな議論の中で、1回全部清算して新しい会社を作ってやったほうが良いのではないかという意見。それから、再生するにしても今の会社をもう1回、株主の意向を当然確認しなくてはいけないので、もう1度再生できるのではないかという意見、大きく分けてそういう意見がございました。したがって、そういうことも含めて検討していきたいとは思っています。ただそれは、この委員会の中でどうなるかというのは、会議所の意向がございまして、わからないですけれど、その際に当然今の会社をそのまま再生していくということであれば、もう1度そこで株主の意向を確認し直していく。さらに増資を図っていく、新しい構想なり計画を出して増資を図っていくということになります。今の会社を例えば清算して新しい会社を作っていきなれば、仮の話でございますけれども、例えば、今の塩尻まちづくり株式会社に出資している方で、非常に善意で、当然善意で出資されている方が相当おられるわけですから、それをきちんとなんらかの形でこちらに移行できるような、そういうものが可能であると思っておりますので、そういうことも含めて、ここでは検討していきたいと思っております。ただ、6月30日のその段階で、公の皆さんの前でそういう議論までされたということではないのですが、先日の活性化協議会の中としてはそういうような意見も出たというのがありますので、ここに書かせていただいたのは今後のあり方、要はなぜ会社が本当に必要なのかということをもう1度考え直そうと、そのためにはどういう形で再構築するのが一番良いのかということも含めて考え直したいということでこういう部会を作って、そこで検討し

ていきたいと、そのような形で考えております。

**永田公由委員** もう1点、立替金の関係ですけれど、業者に対して過払いをしたということでやっていますけれど、過払いした額というのは、どのくらいになるのですか。

**経済事業部長** さきほど、工事の建築業者に払ったお金と家賃の一部で合計金額906万円という話をさせていただきました。そのうちの800数十万円が建設工事にかかった部分なのですけれども、その中で現場もある程度できているわけです。それについてどこまでできているかという出来高確認は会社としては的確には行わなかった、行えなかったようなのです。その時に当初の予定以外には、資材の交渉等があって、支払いをしていただきたいという要請があって、それについて取締役会で決定して支払いをしたことがあるそうですけれども、現場が過払い状態になっていたかどうかということは不明でございます。ただそういう状態を含めて現場に残っている内装というものは実際にAという方が引き継ぎましたし、まちづくり会社が立て替えていた906万円はすべてAさんがまちづくり会社に支払いをしておりますので、まちづくり会社としては債権債務というものはそこでは生じていない状態です。

**永田公由委員** 一時的な決算の状態ですね、当然。1期間は会社として余分に払って、会社の金が動いていたわけだから、本来ならば、そういう責任の追及をするとすれば、刑事告発なり、刑事告訴なりして当然だと思うのです。そういう話というのは一部にはあったようなのだけれど、うやむやになったという話も聞いているのだけれど。

**経済事業部長** そういうこともたぶん、話し合いがされていたと思います。ただそれを、事業主を変更するという形でその方が肩代わりするということになって、その辺は、最終的に会社に債権債務が残らないということになりましたので、一時的にはそういう状態があったかもしれないのですが、最終的にはそういう形でおさまったと聞いております。

**永田公由委員** それと、市から出す予算というのか、計画であった250万円の補助金というものは出したのですか。

**経済事業部長** 昨年度予算で、まちづくり会社の運営補助金ということで、予算を250万円当初予算に盛りさせていただきました。それはまちづくり会社がいろいろな計画作りをしたり、場合によっては業務体制をやると。そういうことについては、初期なので人件費等も非常に逼迫するだろうということで、その代わり申請主義で、向こうからこういう形でこういう事業を今年はやります、こういう形で人件費もかかるし、経費がかかりますと。そういう申請が出てきた場合には2分の1を限度として、最高250万円まで補助していく形で予算をとってございましたけれども、こういういろいろありまして、向こうから最終的に申請というものが出てこなかったということで、昨年度はその予算執行をしてございません。

**中原輝明委員** 今、執行とか、工事が過払いとか、余分に金を工事の人に払ったということだけれど、市の契約にしても何にしてもそのようなことは1回もしたことはないが、市の大株主が金を先に払うなんてとんでもない。契約書がちゃんとあるでしょう。契約書がある場合には中間払いとかあるわけだが、先に払ってしまったということは、皆さんが主導権のある大株主が何を言っているのですか。今の話は全然理解できないです。だまって聞いているけれど、そんなばかなことは絶対にない。もう1回最初から聞きたいのだが、当初発足したときには公証人役場を通じて定款を作って、それによって株式会社を設立して、500万円を納入したのは、いつ、

だれに納入したのですか。

**経済事業部長** 資料に書いてございます。昨年4月25日に市のほうとして納入しています。

**中原輝明委員** それは書いてあるが、定款はできて、全てできていたのですか。

**経済事業部長** はい、全部できておりました。

**中原輝明委員** それで、どういう名目で納入しているの。

**経済事業部長** 塩尻まちづくり株式会社に振り込みをしています。

**中原輝明委員** 株式会社、代表加藤となっているの。

**経済事業部長** 3月17日の時点で、会社の登記が全部終わって、謄本などを全部持ってきて、その時点での事業計画だとか、設立の趣旨だとか、そういう書類を全部添えて、役員の方に3月21日ですかね、市のほうに投資の申し入れが来たということでございます。

**中原輝明委員** それはいいです。次に、まちづくり協議会で投げたというのが、投げた理由はさきほどそれぞれに聞いたわけだが、その皆さんが責任をもって後継者をつくるわけですか。新しく出資はしないで。どういうことをやるのですか。

**経済事業部長** 活性化協議会は総合調整をする機関と位置づけられておまして、その中で、さきほど言いましたとおり、商工会議所にかかわっていただくには、会議所はまちづくり会社からの情報というのがほとんどないわけですので、その間で1回、きちんと調査させていただきたいということで、それをもって、その後の再構築する方法と一緒に考えていきたいということでございます。それは活性化協議会の中の1つの部会としてそれをやります。その部会のメンバーとしては市と会議所で数名、若干名でやるのですけれども、それを活性化協議会に報告させていただいて、活性化協議会としてはそれをもとに判断して、会社を再生する方法でいくのか、またはさきほど言った新しい会社を作る方法でいくのかということも、大筋については活性化協議会で方針を投げかけるというか、提案するというような形をとるかと思えます。

その時に今の会社を再生することになりますと、当然、新しい会社の株主総会をそこでやって、新しい取締役を再度そこで選任し直して、新しい事業計画を提案して準備して、株主総会をまたやって、そこでまた新しい体制でスタートする。そういうような形になります。したがって、活性化協議会というのは決定権まではないわけございまして、決定するのは、あくまで最後は、役員が退任しましたけれども、登記簿上は今の会社が残っているものですから、招集することだけは今の役員の方でできますので、その場の株主総会で株主の総意によって新しい体制を決めていく、その株主総会で決定するというでございまして、そこで活性化協議会としてはあくまで方向性だとか、方針とか、役員についての候補だとか、そういうものを提案する役目であるということなんです。

**中原輝明委員** そうすると商工会議所やいろいろな皆さんが入って、12名とか言ったけれども、その皆さんが方向を出して、そして株主ではないのに、その方向だけをこういう意見が集約されたからと今の株式会社へ振り投げるのですか、意見を。そして調整して、そこで社長や専務取締役ができると、こういうことですか。

**経済事業部長** 流れとしてはそうでございますけれども、その時に、例えばいま、会議所は出資しておりません。会議所には働きかけをいま、しておりますので、会社を再生するということになれば、当然、会議所もそこに投資を前提で入っていただかなければいけないと思っておりますので、その時にはそこで出します予算だとか、

その後の事業計画と言いますか、そういうものについては、会議所も当然入るということを打ち出しまして、そこで統一請求で例えば増資を図るとか、そういうことを前提にして役員構成を決めていくと、そういうような形になります。想像でございますけれども、流れとしてはそのようになっていくのではないかなと考えております。

**中原輝明委員** なぜ、どうして、今、商工会議所の流れというか、出資をしてもらうような考えがあるということをおっしゃらないのですか。私は聞いていませんが、こんなことを言うてはいけませんが、そういうことが皆さんがあったら、出せば、この人たちは納得するではないですか。そして増資を図ったり、会議所も参画して、そして例えば、銀行もそうです、八十二もそうだが、そういう人をお願いして、株を大きくしてみんなから募ってもう1度やり直すというのなら話はわかるが、今のようないちぱけなものでいいか悪いかというのは、どこから指導があったのではないのですか。人員も不足しているし人材不足。増資もこのようなものではないかという話があったのではないのですか。ないですか。どうしてそういう話はしないのですか。

**経済事業部長** 申し訳ございません、説明が悪くて。昨年のだいぶ早い段階から市の方から、今、委員さんのおっしゃられた、資本がとにかく2,000万円くらいで、人を例えば雇えば、300万円、400万円かかれば、常勤になればそれでどんどん食いつぶしていってしまうわけです。そういうことで、資本の増強についても要請いたしました。それについては会議所もとにかく入っていただかなくてはいけないということもこちら側も要請しましたし、市の立場としても会議所には働きかけはしてきております。それがなかなか会議所側にとっては、会社の人が行って説明をするのですが、うまく説明できているのかどうか、と言うのは、説明不足ということを加藤社長は言っておられましたけれども、うまく説明しきれなかったと。それで会議所のほうとしては、なかなかその先一步を踏み出すところまで行かなかったということでございます。ですから、資本をふやすということ、人材的にも入れて、常勤の人を例えば誰かでも置いていく体制にしなくてはいけない。資本をふやすということの中には、会議所もそうですけれども、金融機関も出資していない状況でございますので、たとえば事業をするには借入れなどが必要になりますので、そういうことで出資も当然働きかけていくということも考えていかなければいけないと思います。

**中原輝明委員** 皆さんも、株式会社の株が一番塩尻市が持っているのになぜ発言権がないのか、主導権がないのか、とんでもない話です。それを皆さん、全部を押し付けて、いいときはこちらで、悪いときはあちらにもっていくとか。そうではなくて、指導的立場の皆さんがしっかり指導してやればいい。なぜ指導できないか。会議所を入れなくてはいけないことを今さら説明不足というが、足りなければ、みんなで行ってみんなで話して理解を得て、成立させなくては行けなかったのではないですか。会議所が入ってないというような所はないでしょう。最初からまちづくり会社は会議所を嫌っていた。まちづくり会社が会議所を嫌っていた。それを皆さんが、大株主がまん中にいたら調整をして、なぜ納得するまで話をしなかったのか。それが入っていればこんなことにはならなかったと思う。それはもう少し市の職員は、理事者初め、副市長を初め、しっかりしなくては行けませんね。どうですか、副市長。副市長にも責任はありますよ。

**塩尻市振興公社理事長** 前段と同じ立場で御答弁申し上げますけれど、私どもも会議所さんと何回かお話し合いをさせていただきました。そもそも、1つボタンの掛け違いがあったのは、実は、会議所と一緒に中心市街地活性化計画を作成するときに当時TMOという法律がありまして、タウン・マネジメント・オーガニゼーションという経済産業省主導で、地域版まちづくり会社を作っていくということの構想が法律的にも裏付けをされてあ

りまして、その研究会に会議所の前の役員の皆さんと私ども市、商店街、振興組合等の皆さんで、TMO研究会というのを作って数年間、いわゆるまちづくり会社、TMOの設立について研究を重ねてまいりました。ところが、平成18年12月、施行はその後でございましたけれども、TMOという組織の裏付けをする法律が変わってしまいまして、時をだいたい同じくして商工会議所の執行部の変更があったり、あるいは商店街振興組合も内部の役員の異動があったりということで、大きく転換した時期がございました。

そういう時期の中で、新しい法律に基づいてこのまちづくり会社を設立しようということで株主を始め、いろいろな方々が、発起人が頑張っていたいただいわけでございますが、その際に、会議所にまず一番最初の説明が、どうもうまく機能していなかったということではなからうかというふうに思っております。TMOの研究会が解散をするようなかっこうで、新しく違うところが持ち上がったというようなことでありますので、その辺の説明がうまくできなかったということでもあります。その辺がしょっぱなのボタンの掛け違いが少しあったということでもあります。

それから、それ以降も会議所さんとは、当然、役員の皆さんを初め私どもも説明をしてまいりましたけれども、なかなか最初のボタンの掛け違いがありましたので、その辺の理解が得られなかったということでもあります。明確にこのまちづくり会社が、そうは言っても、一定の働きをして成果を出していれば理解が深まったと思いますけれど、残念ながらそういうことではなくて、計画づくりの最中で、しかも残念ながらこういう事務上の誤りとは言いませんけれども、事務上のいろいろな好ましからざるがあったということでもありますので、いっそう理解が得られなくなってしまったというのが現状であります。したがって、そういう状況の中から再生を図るためには、先ほど申し上げましたとおり、公開の議論を経て、きちんと再生の方向を見出していくというのが一番良い方法であろうかというふうに、私どもは考えておりますし、そういう方向で、模索をさせていただきたいということでございます。

**柴田博委員** 空き店舗の再生事業の件ですけれども、途中で事業主がかわって、まちづくり会社から個人になって、取締役の一人である個人になったということなのですけれども、本来のまちづくり会社の果たしてきた役割の中で、空き店舗再生事業というのは大きな比重を持った事業だと思っておりますけれども、それが途中でうまくいかなかったという事実はあるにせよ、事業主がかわらざるを得なかったというのはどういう理由だったのか、そこが理解できないのですが、その辺をもう少し説明してもらいたいのですけれど。

**経済事業部長** 本来、委員さんがおっしゃるとおり、事業がうまくいっていけばそういうことであろうかと。でもその途中で、先ほども少し触れさせていただきましたけれども、建設会社のほうが事業主の方と連絡が取れなくなって工事も停滞しているというような状況で、これは、このまま行ってしまうと、まちづくり会社に非常にダメージを与えてしまうと言いますか、お金の面です。そういうことが生じる可能性も、その時に危惧されたわけです。そういう中で、取締役の方がもともと賃貸契約の保証人にもなっていたということもありまして、私が責任を持って後は仕上げるので、という提案があって、それについては事業主がきちんと変更されていけば会社としてはいいですよという形で話がまとまったという報告を受けております。その時に当然、取締役の方ですので、みんなでサポートしていこうということは当然話し合われたようでございますけれども、そういう説明があった程度でございますが、よろしいでしょうか。

**柴田博委員** 説明としてはそういうことなのでしょうけれども、本来会社を作って1年も経たないうちに空き

店舗再生事業をやっているという状況になってしまったということからしても、それをまずきちんと仕上げていかなければ、その先会社そのものがうまくいなくなることは目に見えていたと思うのですよ。そういう意味で、途中で本来の仕事を中断して他の人に肩代わりしたというようなことは、やはりそのこと自体おかしいことで、それは市の方にも事前に相談とかはあったわけですか。

**経済事業部長** 昨年11月末の段階でそういう状態になったということはすぐに報告がございまして、私たちのほうで、代表取締役を呼びまして、それでは非常に困るのできちんと工事を続行するなり、あるいは例えば違う方法できちんと清算するとか、そういう措置をすぐにとってくださいというお話は、当然、させていただきました。

ちょっと話は違う方向に行ってしまうのですが、まちづくり会社はこの事業だけではなくて、実はほかにも2つほど相談を受けておりました。それについては結局、まちづくり会社というものがかわらなくても、まちづくり会社の設立にかかわった人たちが個人の責任でできる事業でありましたので、それについては会社がわざわざやることもなくて、その個人の方にお任せしてやったり、あるいは調整役を会社の役員の方がやったりして、事業としてやっているものもあるということでございます。

**柴田博委員** 結果としては工事がきちんと終わって、テナントも入っているという状況に今はなっているわけですか。

**経済事業部長** その中、3つに分割した中の1つだけ、今、実際には入っている営業しているという状況でございます。

**柴田博委員** さきほどの説明では、当初の工事費が1,850万円ということですが、実際、途中から変わってしまったから知らないのかどうかかわからないですが、実際にはどれくらいかかって工事が完了したかわかれば、

**経済事業部長** その辺はうちのほうとしては、会社としての仕事ではないものですから、工事のことは聞いておりません。

**太田茂実委員** 根本的なことを聞くのだけれど、最終的に240万円のマイナスという結果なのですが、取締役は全責任を持たなければいけないわけですね。この責任の所在はどうなっていますか。辞めればいいというものではないですよ。

**経済事業部長** このマイナスがございまして、これは、基本的に運営経費的なものであると思います。法的に言えば、これから先ほど言いました部会のほうで調査等をやらせていただきますので、この中で少し中身的なもの全貌が見えてくるとは思いますけれども、市としては株主でございますので、その中に非常に大きな瑕疵があったり、そういうことがあれば、それは株主としてなんらかのアクションをせざるを得ないということは想定はされます。ほかの株主の方も当然同じだと思います。その代わり株主の方として1年間やっていたらあったのだけれど、再生事業に係る部分は返済して、いろいろ苦労してここまでやったということを認める株主の方は、例えば、いわゆる運営経費の部分で減ってきておりますので、たぶんそうだと思います。そういうことで減ってきていると思いますので、その分については自分の出資した分についてはしかたがないと思われる方もおられるかもしれないですし、それは、それぞれの株主の判断で株主総会で決定していくことだと、最終的には考えます。

**太田茂実委員** 株主総会と言うけれど、結局、やはり市なのですよ、一番の大株主は。だからこちらが主導を握っていかないと、商工会議所も含めてきちんとした体制を立て直していかないとできないと思うのですけれ

ども。だから、最初から商工会議所に主導権をもってもらってやっていかなくてもいいから、その辺が大きな反省点でボタンのかけ違いがこういう事態を招いたのではないかなと思います。

それと、私もよくわからないけれど、イワサビルという名前が出ていたのだけれど、イワサビルは、イワサは会長ではないですか。会長のビルをなぜまちづくり会社が受けたのですか。そのところが理解できないが。受けた結果がそういう問題になったと、こういうことですか。事業主がまちづくり会社、それもちょっとどこがやったか知らないけれど。

**経済事業部長** 現実はそのようになっておりまして、これにつきましても5月の時の株主に対する事業報告会の中でも、そういうこと自体、おかしいのではないかと、そういう意見も相当数出ておりました。

**中原巳年男委員** 自分が株主だったという基本的な部分で考えた時に、まず1枚目のまちづくり会社の設立時点の出資者45人ですね。市が500万円出資して、株主総会の時に55人になっていますね。そうすると、市を1つふやしたとすると、ほかに9人ふえているわけですね。そうすると、まずこの中で、株主の間で株のやりとりなりがあって、それは定款上どういうふうになっているのかというのは確認できていますか。

**経済事業部長** 私もこれは疑問に思ひまして、事務の方にお聞きしました。そうしましたら、当初45人で、市を入れて46のわけなのですけれども、その後この間の株主総会で55人とあったものですから、聞きましたら、出資を非常にたくさんの金額をやっていた方がいたと。その中で株のアンバランスのようなことがあったものですから、そのうちの一部をほかに出資者を募って、そういう人に譲渡したということだそうです。それが9人あったということで、それについては増資とかそういうことは株主総会でないと決められないのですが、株の譲渡については取締役会で決定できるという定款になっています。そういう説明を受けました。

**中原巳年男委員** 今の譲渡が取締役会で承認されればいいのかというのは、定款そのものを確認してありますか。

**経済事業部長** 定款の中で確認してございます。当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならないと書いてございます。

**中原巳年男委員** それで、当然のことですが、筆頭株主として株主名簿というものは確認してありますか。

**経済事業部長** 当初の設立の時は、この会社はやはり公共公益の側面を必ずもっている会社ですので、どういうメンバーの方が出資しているかということは、私たちはやはり、大きな出資をする立場として確認させていただきました。その後の譲渡があったことについては、ついこの間でございますけれども、当初の45人については、当然ですが確認してございます。株主数も確認してございます。

**中原巳年男委員** いまの55人の分は確認は取れていないのですか。

**経済事業部長** お話があってからですから、株主総会の少し前くらいには確認をいたしました。

**中原巳年男委員** それから、この決算書の中ですけれども、減価償却をこれだけするのは、何を減価償却したらこれだけの金額がでてくるのかなど。その辺も株主として確認をしてあるかどうか。

**経済事業部長** これは、私も65万円あるものですから、大きいということで確認を取りました。当初に購入した備品が、パソコンから、机、キャビネットの関係から、コピー機とFAX兼用のものだとか、いろいろ什器備品のたぐいが相当あるということでもございました。それを、例えばその物によって年数がまた違うのでしようけれども、4年だとか5年とか、そういう形での償却の計算だというふうに報告を受けました。その辺は、今後、調査等で再確認をしていきたいなと思っています。

**中原巳年男委員** 固定資産と、ここにある部分ですね。例えば事務用品なんかは、だいたい事務機などは5年くらいで減価償却をしていくのですけれども、ここにある総数と同じくらいの減価償却が出てしまうということは、どう考えてもまずおかしいのですよね。それと、この中に租税公課25万6,000円というものがありますね。一般管理費の内訳。ここは事業をしていないのに、たぶん均等割だったらこんな金額にはならないと思うのですね。この辺の部分も、筆頭株主であれば、この辺のところも一つずつ確認をして、これはどうなっているのだという確認をすべきであって、役所だからということとは関係なく、株主として本来聞くべきことを聞いていないのですね。今、ここで租税公課と減価償却について少し説明をしてください。

**塩尻市振興公社理事長** 減価償却は設立時にかかった費用について、減価償却をしてあるという説明を受けてございます。

**経済事業部長** 租税公課は聞いてございます。消費税相当額を分けてあると。これを分けることで、後でまた、団体のあれによるのでしょうかけれども、還付がある場合があるということだそうです。消費税をここに分けてある。それ以外の費用も非常に端数が多い決算書になっていますが、いわゆる内税でやってあって、逆に計算して消費税計算がしてあるということで、25万円余は個人消費税という説明を受けております。ただ、細かな帳簿等をもうちょっと見たいと思います。

**中原巳年男委員** 消費税がこのくらいの金額というのは、元はどのくらいだと思いますか。内税にしても、外税にしても5%だから。

**中原輝明委員** これは、もう少しまじめな話をしなければいけない。どうも奥歯に何かはさまっているようなもので。皆さんも楽ではないか、全部話せば。

**中原巳年男委員** これで最後ですけど、どちらにしても、事業を500万円以上しているということですよ。それってどこに使っていますか。もし消費税だとするのであれば、これでいくと家賃収入しかないですよ。その辺も含めて調べてわかるようにしてください。

**委員長** ではまた調べて、またの機会の時に説明をお願いします。ほかにありますか。

**柴田博委員** 現況ですけども、現在は、会社としてはどういうことになっているわけですか。

**経済事業部長** 現在は、役員全員退任ということについて株主総会で了承されましたので、役員はいないのですが、登記上は名前が残っております。司法書士等に確認をいたしましたけれども、新年度分の事業計画と予算がないので、いわゆる事業はできないのですけれども、権利と義務と言いますが、その部分の最低で登記に書いてある部分だけは承継されると。継承された状態で行くということだそうですので、次回の臨時株主総会を招集する時には、今の代表取締役社長名で招集できる。会議も開催できると、そういうことでございます。会社法上の問題とかいろいろあるかと思しますので、会社法上の問題でいきますと、新取締役が決まったら、ある程度の期限のうちに登記をなささいということは定められてあると思いますけれども、今のこういう状態であれば、株主の総意をいただいて、今はそうなっていますので、先ほど言いましたとおり、次の株主総会までの間というのは、会社としては登記上は残っていますが、実際は事業はできない。その代わり財産を管理する人はどうしてもいるものですから、その方は、そこに提案がありますけれども事務をやっている清水さんという方がおられるのですけれども、その方が財産の管理、現金の管理を、その方に任せる、そういう形で提案されておりますので、それも了承されております。

**柴田博委員** その管理されている人の賃金等はどうなるわけですか。

**経済事業部長** 今回の決算書を見ておわかりかもしれないですが、人件費というのはないです。役員会も全部無償でございますし、事務の方にもほとんど費用は払っていない状況でございます。いろいろな諸事情があった中で、そういうようにしたのかもしれないし、それはちょっとわからないですが、実際にはいわゆる人件費的に支払えるところというのは、ほとんど皆無でございました。

**中原巳年男委員** 株主の立場というのは何回も出るのだけれど、この役員退任に市はどのように、賛成しましたか、反対しましたか。

**塩尻市振興公社理事長** 賛成しました。

**中原巳年男委員** どういう理由で賛成ということ。

**塩尻市振興公社理事長** 先ほど申し上げましたとおり、役員の任期が来たということ、それから役員の一定の責任を取りたい、その理由は先ほどお話したとおりでございますので。後任については公平な立場である協議会へお任せしたいということでございましたので、適当であるという判断をいたしました。ただし、この決算につきましては、立替金等々が回収をされる、解消をされるということの条件をつけて、それに対して監査委員も認めるということで、そういう条件の中でこの決算には承認させていただきました。

**五味東條委員** これからのことですけれども、いずれにしても私は前からまちづくり会社には商工会議所が入らなければいけないと言ってきたのだけれど、結局これに入るような格好になったのですが、要は、これから株主数55名をもっとふやして、これだけの事業を、定款から言えばいろいろな事業をやらなければいけないですよ。それと、再構築するということは、商工会議所も株主になって出資してもっと大きくしてという考えがあるわけですか。質問したいです。

**経済事業部長** この間の活性化協議会の中でも同様に、主体的に会議所さんにもっと前向きに取り組んでいただきたいということを申し上げます。それを今持ち帰って、組織なものですから、その時の方が副会頭なものですから、副会頭の独断でもいけないし、ほかにも常任委員という組織があるものですから、そういう形の中で、そこでの即答いうものはやはりできないものですから、一応持ち帰りでございますけれども、一応、その後の意見等にも活性化について会議所は緊急にかかわっていかなくてはいけない組織であると、そういうことは明言しておりますので、前向きな方向で返事が返ってくると期待しております。

**五味東條委員** それについて、例えば過去のことを言っはいけないですが、交流センターに入るにあたっても家賃の他に高熱水道料を出せとか、はっきり言うと。要するにお金がないし、こういう形で商工会議所は会員も少ないし、あまりたいしたお金もないと。したがって高熱水道料もどうなのかという話がありましたですね。そういうような時に、あえて商工会議所が出資して、それまでやるかどうかということなのですが、果たしてその可能性はどうでしょうか。

**経済事業部長** 先ほどほかの委員さん方もおっしゃいましたけれど、他のまちづくり会社をみると、会議所が出資していないところはほとんどない状況でございますので、言い方はあれですけども、ここまで来て、また戻込みするようでは困ると思っておりますので、ぜひ前向きな形で取り組んでいただくよう、市は働きかけをしていく。この間の会議のあと、その前ですか、足を運んで調整をしておりますので、ぜひそのような形にもっていきたいというふうに考えております。

**五味東條委員** 会議所としていくらか、500万円なら500万円を出資してもらってやるということですね、結果的には。会議所として。もう一つ、会議所の会員の中でも、今の株主に入っている方もいると思うのです。会員の方でも株主に入ってやってもらうというような意欲はあるわけですか、今の会議所の中で。

**経済事業部長** いろいろな話の中で、あくまでそういう形で前向きに取り組んだ場合には、当然、会議所は出資していただけるということは念頭において話をしているものですから、向こうもそのつもりであると思います。それ以外にもいろいろの話の中では、会議所には相当の会員がいるので、そういう人たちから、例えば、いまは景気が非常に苦しい時代であるけれども、商業関係とかがございますので、違った形で、地元から声をかけるということではなくて、会議所という立場で声かけをしてやっていったらどうかという話も出ておりますので、私たちの希望としてはそういうことを望んでおります。そういうことになっていただけることを、うちも働きかけていきたいと考えております。

**五味東條委員** その辺はきちんと話し合ってもらわないと、要するにはっきり言って、今までの過程から言っても、特に交流センターに入るときのすったもんだにしてみても、やはりもう少し誠意をもってお互いが話をしなければいけないし、活性化協議会が立ち上がって商工会議所がやる気になってもらえれば、それにこしたことはないのだから、その辺はもう少し市ともうまく話し合った中でやってもらわないと、ぜひ今までの反省を踏まえてやっていただきたいと思います。

**永田公由委員** 少し基本的なことを聞くけれど、中心市街地活性化基本計画ですね、国から認可を受けた。あれを実行していくにはどうしてもまちづくり会社が必要ですか。

**経済事業部長** 前にも説明したことがあるかもしれませんが、今の何十かある事業の中で、いくつかまちづくり会社が事業主体になるということであげてあります。というのは、振興公社ができたのですけれど、振興公社はあくまでも公共公益的な部分を担う機関で、商業の空き店舗のテナントを呼んでくるとかそういうことは、法律的な位置づけもそうですけれども、出資等はできないというか、やらない形の組織ですので、民間に近い部分というのは、本当は民間の事業者が全部やればいいのですけれども、そうではなくてやはりまちづくり会社という組織でいろいろなネットワークを使ってテナントを呼んでくるとかそういうことをやっていただかないと、活性化基本計画の主に商業部分の再生というのはできないと思っておりますので、それは必要な組織だと思っております。国のほうの上の法律のつくり自体もそういう形で、市や活性化協議会が、上という言い方はおかしいですが、全体の調整をやって推進役をやります。その中にいくつも事業をやる中にまちづくり会社、振興公社、整備推進機構と言っておりますが振興公社、それから再開発組合、あるいは商店街振興組合というものが具体的な事業の施行主体として入っておりますので、それがなければ困るというふうに考えております。

**永田公由委員** そうすると、部会を立ち上げて、会議所と市から選出された若干名が、検討内容がここにあるが、いろいろな検討されていくのだけれど、このメンバーは決まっているわけですか。構成されていますか。

**経済事業部長** 会議所に10日に行って文書を出してまいりまして、たぶん近々に会議所の中で会議があると思います。そこで、会議所に活性化協議会が出してある2つの項目があるのですけれど、基本的に会議所がまず前向きに取り組んでいただきたいという、確認の意味で。もうひとつは委員を出していただきたい、それについて、会議所でゴーサインが出ればすぐ人選に入れると。人選に入ったら、会社が空白の状態は長くおきたくありませんので、早急に部会を立ち上げて、調査も早急にやりたいと。できるだけ早くやりたいと思っております。

**永田公由委員** 市からは。

**経済事業部長** 市のほうはあくまで、今はまだ候補の段階ですが、部長職、室長と、あと車の両輪でやっていただく振興公社さんにも関係していただいて、そのメンバーと会議所のメンバーという形で今、想定しているメンバーとしてはそういうメンバーを。決定ではございませんが、そういう形でやっていきたいと。

**永田公由委員** これは議会は入るわけですか。

**経済事業部長** この決算書なり、そういういろいろなものを具体的に調べるものの事務的な部分が相当あるわけでございますので、そこは、この間、活性化協議会の会長さんにも言われましたけれども、そこに上のものが行ってやっていたのではいけないから、市のほうで言えば、まず部長クラスとか、そういう人たちが行って、まず責任ある人が行ってきちんと調べてきます。それをきちんと報告するのは当然です。それは議会に対しても、当然、情報開示できる部分は報告していかなければいけないと思っていますので。そのような形がのぞましいのではないかと思いますけれど。議会のほうでも行くとしても、そういうことであれば、私たちが拒むものではございませんので。少し中途半端な答えで。

**中原輝明委員** 今、役員の話が出たが、これは部長級ではなくて、ずぶの素人のほうが意見が出る。だいたい皆さん、間違った、固まった人達ばかり。新しい考えの人が必要。違ったレベルの人を出しましょう。そうすると意見が交差して立派なものができる。だめ、同じ人がかかわって同じことをやっているだけだから。もう少し新しい感覚でやるには、新しい人材を出しましょう。できるできないではなく、必ずできる、その人のほうが。みなさんは慣れっこになっているから、いったり来たりしているだけ。知らない人は下から突っつか、上から突っつか、どちらかだ。新しい意見が出る。これは本当の話だよ。その辺ところはどうだな、これは副市長だな。

**副市長** 御言葉ですけれども、担当ということもございまして、その辺は充分加味しながら、常に新しい感覚でということは市長も申してきておりますので、職員もそういう気でやっていると期待しておりますので、その辺で十分考えてやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

**委員長** もうすでに活性化協議会の内容に入っていますので。

**中原輝明委員** もう1つ良いですか。心配するのは、先ほどの給料の話は、清水さんと言いましたか事務をやっている人。その人には、お金を払っていないと。これは問題ではないですか。誰がやっているか。例えば自分の立場になってもそうではないの。どこかでそれを落としてあって、ごまかして落としてあるのか。おそらく、これはわからない、私の想像だが。これをなくして人件費を出していったほうがいいのか。これは、まるで無報酬などということは、私はありえないと思う。その辺はどうですか。

**経済事業部長** 私どもも細かなところまで見ていないのであれなのですが、今のところ見ても、人件費的なものは非常に少ないということですが、それはちょっと確認をさらにしたいと思います。昨年、会社ができた時に説明に来た時に、最初は1年間は当面2,000万円くらいなので、人件費は出せないからみんな無報酬でやるくらいの気持ちでやろうという話が、最初に来た役員の方からも出ております。ですから、そういうことが少し皆さんの頭の中にあってやってきていると思っておりますので、そういう点は共通認識でやってきていると。ただ、実際にこれから会社としてきちんと回していくには、やはり資本を増強してある程度の人を雇えるような形をとっていかないと、その清水さんという方も常勤でいるわけではなくて、主な仕事は別にあって、合間に事務をと

っている状態なものですから、非常にそういう意味では貧弱で脆弱な体制であると。その点はうちも指摘して、ぜひ皆で仕事をしていただきたいとお願いをしてきたことでございます。

**中原巳年男委員** 日本商工会議所の出している新聞があるのですけれど、その中で、まちづくり会社で常勤の職員を置いているところはほとんどないです。置いても成り立たないということの中で、会議所が核になってまちづくり会社というのができているのは、会議所の職員が兼務でやれるということなのです。そういう中で、今後どういう方向に行くかわからないけれど、会議所が手を引くと言うのなら、市も引かなくては仕方がないだろうし、会議所がやってくれるということになるなら、その案に賛成して、それと協調してやっていってもらおうということで、もしかしたら再スタートなら再スタートでもやむをえないと思うので、その辺は十分検討して、今後、やってもらいたいと思いますので、お願いしておきます。

**委員長** では、要望が良いですね。ほかにありますか。

なから意見も出尽くしたように思いますので、この件についてはこれをもって説明を受けたということで、処理をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** その他何かございますか。事務局は。

それでは長時間にわたりました協議、これで閉めたいと思います。最後に理事者側で何かあれば。

#### 理事者あいさつ

**副市長** いろいろ御指摘等をいただきまして、御答弁申し上げたところでございます。中心市街地活性化協議会のほうに任されたというところで、商工会議所等の対応等につきましても委員の皆さんから御要望等もございますので、商工会議所と十分な連携を取りながら、再スタートがなるべく早く切れるようにやっていきたいと思っておりますし、また、それぞれいただいた御意見等を参考にしながらいかしてまいりたい、そんな具合に考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

**委員長** 事務連絡を副委員長のほうから申し上げます。

**副委員長** それでは、次回の市街地活性化特別委員会は7月31日午後1時から。その日は、たまたま午後4時頃から農業委員会との交流会もありますので、とりあえず1時から特別委員会を開催いたします。よろしくお願ひいたします。

**五味東條委員** 希望、意見として言いたいのですが、ぜひ中心市街地活性化の委員の方に、今の交流センターの建設の状況だとか、そういったことを見がてら、視察というのか、そういったものを考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

**委員長** また相談してみて、当日終わって、農業委員会との交流会が中信会館なものですから、そこへ行く途中で見ていく時間があれば。

**中原巳年男委員** 工事の進み具合でわからないですから、現場のほうで打ち合わせしてもらわないと。

**五味東條委員** 現場のほうと打ち合わせしてもらって、いっぺん現地を見ておくという機会をつくってもらいたいと思いますが。

中心市街地活性化推進室長 わかりました。

委員長 それでは、本日はよろしいでしょうか。どうも、長時間ありがとうございました。

午後2時24分 閉会

平成21年 7月14日(火)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

市街地活性化特別委員会委員長 金田 興一 印